

質問書に対する回答

件名) 東北自動車道 浦和TB車重計設備更新工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>工種番号:0115 内訳番号:11001                      試験調整工 現地確認用持ち込み分銅量の件</p>	<p>特記仕様書では、試験調整工は機械仕様書(第5編 重量計等取締機器設備工事5.2.4試運転調整のとおりと記載されております。</p> <p>機械仕様書では15tまで分銅にて確認その後検錘装置にてひょう量まで5tごとに確認するよう記載されております。これは昔の槓桿併用計量機の機能で現状のロードセル式計量機では検錘装置はありません。</p> <p>納入いたします計量機は社内で秤量まで、分銅を乗せ検定に合格して出荷いたします。</p> <p>また、立会検査時(弊社内)ひょう量までの器差検査の確認はしていただきます。</p> <p>以上のことを踏まえ当社では、試験調整時の分銅量は15tで問題ないと思います。</p> <p>以前の車重計の納入時は監督員と協議させていただき、15tでの現地確認で行いました。</p> <p>見積価格にかかわりますので、試験調整工の分銅量の指示をお願いします。</p>	<p>特記仕様書5-1に記載のとおり、重量計等取締機器標準仕様書を準拠して下さい。</p>